

○ 特定非営利活動促進法（抄）

（事業報告書等の提出及び公開）

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

○ 特定非営利活動促進法の施行に関する条例（抄）

（事業報告書等の提出）

第四条 特定非営利活動法人は、法第二十九条第一項の規定による書類の提出を毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。